

議案第 3 5 号

区議会提出議案に関する意見聴取
(世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教 育 長 知久 孝之

(提案説明)

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



6世総第165号
令和6年5月22日

世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案 件 名

- (1) 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

2 案 文

別紙のとおり

3 提案議会

令和6年第2回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和6年5月31日（金）

5 担 当

総務部総務課総務係 齋藤 内線2064

議案第 35 号

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 31 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 池之上小新 BOP 学童クラブの活動場所を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

世田谷区学童クラブ条例（平成24年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表池之上小新BOP学童クラブの項中「東京都世田谷区北沢四丁目32番20号」を「東京都世田谷区代沢二丁目42番15号」に改める。

付 則

この条例は、令和6年9月2日から施行する。

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区学童クラブ条例 平成24年12月10日条例第74号 改正 平成26年 3 月 7 日 条例第15号 平成26年 9 月30日 条例第38号 平成27年12月 7 日 条例第67号 平成28年12月 9 日 条例第67号 平成29年12月 8 日 条例第62号 平成30年12月10日 条例第70号 平成31年 3 月 5 日 条例第10号 令和元年12月 9 日 条例第64号 令和 3 年 6 月26日 条例第37号 令和 4 年 3 月 7 日 条例第11号 令和 4 年 9 月30日 条例第43号 令和 4 年12月 9 日 条例第58号 令和 6 年 6 月 日 条例第57号 世田谷区学童クラブ条例 (趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として実施する新B（ボ）O（ッ）P（プ）学童クラブ事業について、必要な事項を定めるものとする。 第2条 新BOP学童クラブ事業は、ベース・オブ・プレイング事業（世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号）に基づき世田谷区立小学校（以下「区立小	○世田谷区学童クラブ条例 平成24年12月10日 条例第74号 改正 平成26年 3 月 7 日 条例第15号 平成26年 9 月30日 条例第38号 平成27年12月 7 日 条例第67号 平成28年12月 9 日 条例第67号 平成29年12月 8 日 条例第62号 平成30年12月10日 条例第70号 平成31年 3 月 5 日 条例第10号 令和元年12月 9 日 条例第64号 令和 3 年 6 月26日 条例第37号 令和 4 年 3 月 7 日 条例第11号 令和 4 年 9 月30日 条例第43号 令和 4 年12月 9 日 条例第58号 世田谷区学童クラブ条例 (趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として実施する新B（ボ）O（ッ）P（プ）学童クラブ事業について、必要な事項を定めるものとする。 第2条 新BOP学童クラブ事業は、ベース・オブ・プレイング事業（世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号）に基づき世田谷区立小学校（以下「区立小

改正後	改正前
学校」という。)の施設を利用し、遊びを通して学年を超えた児童間の交流を図るとともに児童の創造性、自主性、社会性等を養成する事業をいう。)と一体的に実施するものとする。 (事業の内容)	学校」という。)の施設を利用し、遊びを通して学年を超えた児童間の交流を図るとともに児童の創造性、自主性、社会性等を養成する事業をいう。)と一体的に実施するものとする。 (事業の内容)
第3条 新BOP学童クラブ事業においては、区立小学校の各施設等において新BOP学童クラブを運営し、次に掲げる事業を行う。 (1) 遊びと生活の場の提供 (2) 遊びを通した生活指導 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業	第3条 新BOP学童クラブ事業においては、区立小学校の各施設等において新BOP学童クラブを運営し、次に掲げる事業を行う。 (1) 遊びと生活の場の提供 (2) 遊びを通した生活指導 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業
2 新BOP学童クラブの名称及び活動場所は、別表のとおりとする。 (実施時間及び休業日)	2 新BOP学童クラブの名称及び活動場所は、別表のとおりとする。 (実施時間及び休業日)
第3条の2 新BOP学童クラブ事業の実施時間及び休業日は、規則で定める。 (対象児童)	第3条の2 新BOP学童クラブ事業の実施時間及び休業日は、規則で定める。 (対象児童)
第4条 新BOP学童クラブに入会することができる児童は、区内に在住し、又は区立小学校に在籍する児童であって、かつ、その保護者の労働、疾病等の事由により、放課後又は小学校の休業日に家庭において適切な保護及び育成を受けることができないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 小学校1年生から3年生までの児童 (2) 小学校6年生までの児童であって、心身の発達等により個別的配慮を要する状態にあるもの	第4条 新BOP学童クラブに入会することができる児童は、区内に在住し、又は区立小学校に在籍する児童であって、かつ、その保護者の労働、疾病等の事由により、放課後又は小学校の休業日に家庭において適切な保護及び育成を受けることができないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 小学校1年生から3年生までの児童 (2) 小学校6年生までの児童であって、心身の発達等により個別的配慮を要する状態にあるもの
2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める者は、新BOP学童クラブに入会することができる。 (入会の申請等)	2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める者は、新BOP学童クラブに入会することができる。 (入会の申請等)
第5条 新BOP学童クラブに入会しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。	第5条 新BOP学童クラブに入会しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

改正後	改正前
(入会の不承認) 第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、新ＢＯＰ学童クラブへの入会の承認（以下「入会承認」という。）をしないことができる。 (1) 申請に係る児童が、第4条に規定する要件に該当しないとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、区長が入会承認をすることが特に不適当と認めるとき。 (入会承認の取消し) 第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会承認を取り消すことができる。 (1) 新ＢＯＰ学童クラブに入会している児童が、第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。 (2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認を受けたことが判明したとき。 (3) 新ＢＯＰ学童クラブに入会している児童が、正当な理由がなく長期にわたって新ＢＯＰ学童クラブを欠席しているとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。 (利用料) 第8条 入会承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、児童1人につき月額5,000円の利用料を納付しなければならない。ただし、児童が各月初日から15日までの間に新ＢＯＰ学童クラブを退会し、又は各月16日から末日までの間に新ＢＯＰ学童クラブに入会した場合にあっては、利用料の額は、児童1人につき月額2,500円とする。 (利用料の減免) 第9条 区長は、規則で定めるところにより、利用料を減額し、又は免除することができる。 (利用料の還付)	(入会の不承認) 第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、新ＢＯＰ学童クラブへの入会の承認（以下「入会承認」という。）をしないことができる。 (1) 申請に係る児童が、第4条に規定する要件に該当しないとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、区長が入会承認をすることが特に不適当と認めるとき。 (入会承認の取消し) 第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会承認を取り消すことができる。 (1) 新ＢＯＰ学童クラブに入会している児童が、第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。 (2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認を受けたことが判明したとき。 (3) 新ＢＯＰ学童クラブに入会している児童が、正当な理由がなく長期にわたって新ＢＯＰ学童クラブを欠席しているとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。 (利用料) 第8条 入会承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、児童1人につき月額5,000円の利用料を納付しなければならない。ただし、児童が各月初日から15日までの間に新ＢＯＰ学童クラブを退会し、又は各月16日から末日までの間に新ＢＯＰ学童クラブに入会した場合にあっては、利用料の額は、児童1人につき月額2,500円とする。 (利用料の減免) 第9条 区長は、規則で定めるところにより、利用料を減額し、又は免除することができる。 (利用料の還付)

改正後	改正前
第10条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料の全部又は一部を還付することができる。	第10条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料の全部又は一部を還付することができる。
(実施時間の延長)	(実施時間の延長)
第11条 区長は、新BOP学童クラブのうちその指定するものにおいて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす児童（新BOP学童クラブに入会している児童に限る。）に対し、新BOP学童クラブ事業をその実施時間を延長して行うこと（以下「延長実施」という。）ができる。	第11条 区長は、新BOP学童クラブのうちその指定するものにおいて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす児童（新BOP学童クラブに入会している児童に限る。）に対し、新BOP学童クラブ事業をその実施時間を延長して行うこと（以下「延長実施」という。）ができる。
(1) 当該児童の保護者の労働、疾病等の事由により、延長実施が行われる時間に家庭において適切な保護及び育成を受けることができない者であること。	(1) 当該児童の保護者の労働、疾病等の事由により、延長実施が行われる時間に家庭において適切な保護及び育成を受けることができない者であること。
(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。	(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。
2 延長実施を行う時間は、規則で定める。	2 延長実施を行う時間は、規則で定める。
(延長利用の申請等)	(延長利用の申請等)
第12条 延長実施の利用（以下「延長利用」という。）をしようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。	第12条 延長実施の利用（以下「延長利用」という。）をしようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。
2 延長利用は、次の各号に掲げる利用の形態（以下「利用形態」という。）のいずれかによるものとする。ただし、第1号に掲げる利用形態による延長利用は、1月当たりの延長利用の日数が規則で定める日数以上となることが見込まれる児童に限るものとする。	2 延長利用は、次の各号に掲げる利用の形態（以下「利用形態」という。）のいずれかによるものとする。ただし、第1号に掲げる利用形態による延長利用は、1月当たりの延長利用の日数が規則で定める日数以上となることが見込まれる児童に限るものとする。
(1) 月ぎめ利用（1月単位での延長利用をいう。以下同じ。）	(1) 月ぎめ利用（1月単位での延長利用をいう。以下同じ。）
(2) 日ぎめ利用（1日単位での延長利用をいう。以下同じ。）	(2) 日ぎめ利用（1日単位での延長利用をいう。以下同じ。）
3 区長は、延長利用の承認（以下「延長利用承認」という。）に当たっては、規則で定める定員の範囲内で、月ぎめ利用に係る申請を優先して承認するものとする。	3 区長は、延長利用の承認（以下「延長利用承認」という。）に当たっては、規則で定める定員の範囲内で、月ぎめ利用に係る申請を優先して承認するものとする。
4 延長利用承認は、前項に規定するもののほか、規則で定めるところによる。	4 延長利用承認は、前項に規定するもののほか、規則で定めるところによる。

改正後	改正前
(延長利用の不承認) 第12条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認をしないことができる。 (1) 申請に係る児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しないとき又は前条第2項ただし書に規定する要件に該当しないとき（当該申請が、月ぎめ利用に係るものである場合に限る。）。 (2) 申請に係る新BOP学童クラブの延長利用承認のあった児童の数が、前条第3項に規定する定員に達しているとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が延長利用承認をすることが特に不適当と認めるとき。 (延長利用承認の取消し) 第12条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認を取り消すことができる。 (1) 延長利用承認のあった児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき又は第12条第2項ただし書に規定する要件に該当しなくなったとき（当該児童が、月ぎめ利用による延長利用をしている場合に限る。）。 (2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認又は延長利用承認を受けたことが判明したとき。 (3) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。 (4) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって延長利用をしていないとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。 (延長利用料)	(延長利用の不承認) 第12条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認をしないことができる。 (1) 申請に係る児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しないとき又は前条第2項ただし書に規定する要件に該当しないとき（当該申請が、月ぎめ利用に係るものである場合に限る。）。 (2) 申請に係る新BOP学童クラブの延長利用承認のあった児童の数が、前条第3項に規定する定員に達しているとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が延長利用承認をすることが特に不適当と認めるとき。 (延長利用承認の取消し) 第12条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認を取り消すことができる。 (1) 延長利用承認のあった児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき又は第12条第2項ただし書に規定する要件に該当しなくなったとき（当該児童が、月ぎめ利用による延長利用をしている場合に限る。）。 (2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認又は延長利用承認を受けたことが判明したとき。 (3) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。 (4) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって延長利用をしていないとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。 (延長利用料)
第13条 延長利用の承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、児童1人につき、次の各号に掲げる利用形態の区分に応じ、	第13条 延長利用の承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、児童1人につき、次の各号に掲げる利用形態の区分に応じ、

改正後	改正前
当該各号に定める額の延長実施に係る利用料（以下「延長利用料」という。）を納付しなければならない。 （１）月ぎめ利用 月額1,000円（児童が各月初日から15日までの間に延長利用を取りやめた場合にあっては、月額500円） （２）日ぎめ利用 日額200円（延長利用をした日が属する月における延長利用料の合計額が1,000円を超える場合にあっては、月額1,000円） ２ 第９条及び第10条の規定は、延長利用料について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料」とあるのは「延長利用料」と読み替えるものとする。 （委任） 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、平成25年７月１日から施行する。 附 則（平成26年３月７日条例第15号） この条例は、平成26年３月29日から施行する。 附 則（平成26年９月30日条例第38号） この条例は、平成27年４月１日から施行する。 附 則（平成27年12月７日条例第67号） この条例は、平成28年４月１日から施行する。 附 則（平成28年12月９日条例第67号） この条例は、平成29年４月１日から施行する。 附 則（平成29年12月８日条例第62号） この条例は、平成30年４月１日から施行する。 附 則（平成30年12月10日条例第70号） １ この条例は、平成31年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２ この条例による改正後の世田谷区学童クラブ条例（以下「新条例」	当該各号に定める額の延長実施に係る利用料（以下「延長利用料」という。）を納付しなければならない。 （１）月ぎめ利用 月額1,000円（児童が各月初日から15日までの間に延長利用を取りやめた場合にあっては、月額500円） （２）日ぎめ利用 日額200円（延長利用をした日が属する月における延長利用料の合計額が1,000円を超える場合にあっては、月額1,000円） ２ 第９条及び第10条の規定は、延長利用料について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料」とあるのは「延長利用料」と読み替えるものとする。 （委任） 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、平成25年７月１日から施行する。 附 則（平成26年３月７日条例第15号） この条例は、平成26年３月29日から施行する。 附 則（平成26年９月30日条例第38号） この条例は、平成27年４月１日から施行する。 附 則（平成27年12月７日条例第67号） この条例は、平成28年４月１日から施行する。 附 則（平成28年12月９日条例第67号） この条例は、平成29年４月１日から施行する。 附 則（平成29年12月８日条例第62号） この条例は、平成30年４月１日から施行する。 附 則（平成30年12月10日条例第70号） １ この条例は、平成31年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２ この条例による改正後の世田谷区学童クラブ条例（以下「新条例」

改正後	改正前																								
という。)第12条の規定による新ＢＯＰ学童クラブ事業の実施時間の延長に係る手続については、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。 附 則（平成31年３月５日条例第10号） この条例は、平成31年９月１日から施行する。 附 則（令和元年12月９日条例第64号） この条例は、令和２年４月１日から施行する。 附 則（令和３年６月26日条例第37号） この条例は、令和３年６月28日から施行する。 附 則（令和４年３月７日条例第11号） この条例は、令和４年４月１日から施行する。 附 則（令和４年９月30日条例第43号） この条例は、令和４年10月３日から施行する。 附 則（令和４年12月９日条例第58号） この条例は、令和５年１月４日から施行する。 附 則（令和６年６月 日条例第57号） この条例は、令和６年９月２日から施行する。 別表（第３条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>活動場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若林小新ＢＯＰ学童クラブ</td><td>東京都世田谷区若林五丁目27番18号</td></tr> <tr> <td>三宿小新ＢＯＰ学童クラブ</td><td>東京都世田谷区三宿一丁目12番６号</td></tr> <tr> <td>太子堂小新ＢＯＰ学童クラブ</td><td>東京都世田谷区太子堂五丁目７番４号</td></tr> <tr> <td>桜小新ＢＯＰ学童クラブ</td><td>東京都世田谷区世田谷二丁目４番15号</td></tr> <tr> <td>桜丘小新ＢＯＰ学童クラブ</td><td>東京都世田谷区桜丘一丁目19番17</td></tr> </tbody> </table>	名称	活動場所	若林小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区若林五丁目27番18号	三宿小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区三宿一丁目12番６号	太子堂小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区太子堂五丁目７番４号	桜小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区世田谷二丁目４番15号	桜丘小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区桜丘一丁目19番17	という。)第12条の規定による新ＢＯＰ学童クラブ事業の実施時間の延長に係る手続については、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。 附 則（平成31年３月５日条例第10号） この条例は、平成31年９月１日から施行する。 附 則（令和元年12月９日条例第64号） この条例は、令和２年４月１日から施行する。 附 則（令和３年６月26日条例第37号） この条例は、令和３年６月28日から施行する。 附 則（令和４年３月７日条例第11号） この条例は、令和４年４月１日から施行する。 附 則（令和４年９月30日条例第43号） この条例は、令和４年10月３日から施行する。 附 則（令和４年12月９日条例第58号） この条例は、令和５年１月４日から施行する。 別表（第３条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>活動場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若林小新ＢＯＰ学童クラブ</td><td>東京都世田谷区若林五丁目27番18号</td></tr> <tr> <td>三宿小新ＢＯＰ学童クラブ</td><td>東京都世田谷区三宿一丁目12番６号</td></tr> <tr> <td>太子堂小新ＢＯＰ学童クラブ</td><td>東京都世田谷区太子堂五丁目７番４号</td></tr> <tr> <td>桜小新ＢＯＰ学童クラブ</td><td>東京都世田谷区世田谷二丁目４番15号</td></tr> <tr> <td>桜丘小新ＢＯＰ学童クラブ</td><td>東京都世田谷区桜丘一丁目19番17</td></tr> </tbody> </table>	名称	活動場所	若林小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区若林五丁目27番18号	三宿小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区三宿一丁目12番６号	太子堂小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区太子堂五丁目７番４号	桜小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区世田谷二丁目４番15号	桜丘小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区桜丘一丁目19番17
名称	活動場所																								
若林小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区若林五丁目27番18号																								
三宿小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区三宿一丁目12番６号																								
太子堂小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区太子堂五丁目７番４号																								
桜小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区世田谷二丁目４番15号																								
桜丘小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区桜丘一丁目19番17																								
名称	活動場所																								
若林小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区若林五丁目27番18号																								
三宿小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区三宿一丁目12番６号																								
太子堂小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区太子堂五丁目７番４号																								
桜小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区世田谷二丁目４番15号																								
桜丘小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区桜丘一丁目19番17																								

改正後			改正前		
ブ	号		ブ	号	
代沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区代沢五丁目１番10号		代沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区代沢五丁目１番10号	
多聞小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区三宿二丁目26番11号		多聞小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区三宿二丁目26番11号	
世田谷小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区宮坂一丁目38番４号		世田谷小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区宮坂一丁目38番４号	
松沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区赤堤四丁目44番22号		松沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区赤堤四丁目44番22号	
駒沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区駒沢二丁目10番６号		駒沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区駒沢二丁目10番６号	
旭小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区野沢一丁目４番３号		旭小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区野沢一丁目４番３号	
中里小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目４番１号		中里小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目４番１号	
松原小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区松原五丁目43番26号		松原小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区松原五丁目43番26号	
上北沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区上北沢四丁目22番29号		上北沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区上北沢四丁目22番29号	
駒繫小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区下馬一丁目42番12号		駒繫小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区下馬一丁目42番12号	
池之上小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区代沢二丁目42番15号		池之上小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区北沢四丁目32番20号	
経堂小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区桜上水一丁目23番３号		経堂小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区桜上水一丁目23番３号	
弦巻小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区弦巻一丁目９番18号		弦巻小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区弦巻一丁目９番18号	

改正後			改正前		
山崎小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区梅丘三丁目９番１号		山崎小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区梅丘三丁目９番１号	
中丸小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区野沢三丁目33番12号		中丸小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区野沢三丁目33番12号	
代田小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区代田四丁目２番３号		代田小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区代田四丁目２番３号	
三軒茶屋小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目42番１号		三軒茶屋小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目42番１号	
赤堤小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区赤堤一丁目41番24号		赤堤小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区赤堤一丁目41番24号	
松丘小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区弦巻三丁目16番10号及び弦巻三丁目23番12号		松丘小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区弦巻三丁目16番10号及び弦巻三丁目23番12号	
池尻小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区池尻二丁目４番10号		池尻小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区池尻二丁目４番10号	
笹原小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区桜丘五丁目19番１号		笹原小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区桜丘五丁目19番１号	
城山小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区梅丘二丁目１番11号		城山小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区梅丘二丁目１番11号	
深沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区新町一丁目４番24号		深沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区新町一丁目４番24号	
玉川小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区中町二丁目29番１号		玉川小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区中町二丁目29番１号	
京西小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区用賀四丁目27番４号		京西小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区用賀四丁目27番４号	
二子玉川小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区玉川四丁目６番１号		二子玉川小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区玉川四丁目６番１号	
八幡小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区玉川田園調布二丁		八幡小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区玉川田園調布二丁	

改正後			改正前		
ブ	目17番15号		ブ	目17番15号	
奥沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区奥沢三丁目１番１号		奥沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区奥沢三丁目１番１号	
尾山台小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区尾山台三丁目11番１号		尾山台小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区尾山台三丁目11番１号	
東深沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区深沢三丁目７番１号		東深沢小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区深沢三丁目７番１号	
東玉川小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区奥沢一丁目１番１号		東玉川小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区奥沢一丁目１番１号	
桜町小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区用賀一丁目５番１号		桜町小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区用賀一丁目５番１号	
九品仏小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区奥沢八丁目12番１号		九品仏小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区奥沢八丁目12番１号	
瀬田小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区瀬田二丁目17番１号		瀬田小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区瀬田二丁目17番１号	
等々力小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区等々力七丁目26番１号		等々力小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区等々力七丁目26番１号	
用賀小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区上用賀六丁目14番１号		用賀小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区上用賀六丁目14番１号	
中町小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区中町四丁目23番１号		中町小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区中町四丁目23番１号	
玉堤小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区玉堤二丁目11番１号		玉堤小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区玉堤二丁目11番１号	
烏山小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区給田一丁目２番１号		烏山小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区給田一丁目２番１号	
塚戸小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区千歳台六丁目７番１号		塚戸小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区千歳台六丁目７番１号	

改正後			改正前		
祖師谷小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区祖師谷三丁目49番1号		祖師谷小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区祖師谷三丁目49番1号	
砧小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区喜多見六丁目9番1号		砧小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区喜多見六丁目9番1号	
明正小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区成城三丁目3番1号		明正小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区成城三丁目3番1号	
烏山北小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区北烏山六丁目3番1号		烏山北小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区北烏山六丁目3番1号	
八幡山小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区八幡山一丁目14番1号		八幡山小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区八幡山一丁目14番1号	
芦花小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区粕谷二丁目22番1号		芦花小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区粕谷二丁目22番1号	
船橋小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区船橋四丁目41番1号		船橋小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区船橋四丁目41番1号	
砧南小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区鎌田四丁目3番1号		砧南小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区鎌田四丁目3番1号	
給田小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区給田四丁目24番1号		給田小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区給田四丁目24番1号	
山野小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区砧六丁目7番1号		山野小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区砧六丁目7番1号	
千歳小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区成城九丁目6番1号		千歳小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区成城九丁目6番1号	
喜多見小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区喜多見三丁目11番1号		喜多見小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区喜多見三丁目11番1号	
武蔵丘小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区北烏山一丁目47番11号		武蔵丘小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区北烏山一丁目47番11号	
希望丘小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区船橋四丁目9番1		希望丘小新ＢＯＰ学童クラブ	東京都世田谷区船橋四丁目9番1	

改正後			改正前		
ラブ	号		ラブ	号	
千歳台小新ＢＯＰ学童ク ラブ	東京都世田谷区千歳台四丁目24番 1号		千歳台小新ＢＯＰ学童ク ラブ	東京都世田谷区千歳台四丁目24番 1号	
下北沢小新ＢＯＰ学童ク ラブ	東京都世田谷区大原一丁目4番6 号		下北沢小新ＢＯＰ学童ク ラブ	東京都世田谷区大原一丁目4番6 号	